学生希望図書取り扱い申し合わせ

(趣旨)

第1 この申し合わせは、佐賀大学本庄地区附属図書館(以下「本館」という。)における蔵書の充実並びに佐賀大学の学生の学修及び研究の支援を図るため、学生希望図書取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象としない図書)

- 第2 対象としない図書は次のとおりとする。
 - (1) すでに本館に所蔵している資料
 - (2) 蔵書として不適当なもの
 - (3) 絶版等により入手不可能な資料
 - (4)個人購入が望ましい図書 (実用書・受験参考書等)
 - (5)原則として、1点当たり1千円未満の図書
 - (6) その他

(制限)

- 第3 予算額に達した場合は、周知の上その年度の受付は終了する。
 - 2 原則として、同一の学生の年度内推薦上限を1万円とする。

(選書専門委員会で審議するもの)

- 第4 学生希望図書として依頼のあった図書のうち、次に該当するものは選書 専門委員会で審議に諮り、収集の可否を決定する。
 - (1)逐次刊行物
 - (2) 叢書類等の継続資料
 - (3) 第2及び第3で判断しがたい資料

附則

この申し合わせは、平成28年7月19日から施行する。